平成２６年（フ）第６４０号
京都府福知山市前田新町356―５、住民票上の住所京都府福知山市土師新町４丁目86番地の10
債務者　袖山　圭司
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９号
三重県桑名市大字上野43番地20
債務者　安江　敏弘
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
三重県四日市市堀木１丁目４番17号　第１セントラルビル506
債務者　金　　昌珍
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
金沢市新竪町３丁目34番地２、従前の住所石川県加賀市塩浜町と39番地
債務者　濱本　明博
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２号
北海道檜山郡江差町字円山299番地の12
債務者　阿部　舞子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第２０号
群馬県館林市大新田町1262番地の１
債務者　坂田　　清
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８号
新潟県妙高市小出雲３丁目12番１―21号
債務者　安原　良男
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１０号
新潟県上越市国府３丁目３番19号　加賀ハイツ２―305号
債務者　松井　和明
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１４０号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅28棟211号
債務者　木野　早苗（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
愛知県一宮市栄２丁目２番４号
債務者　田島　裕次
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３号
大阪府八尾市明美町２丁目３番12号
債務者　田附　正博
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２号
大阪府豊中市城山町３丁目４番10―603号
債務者　森山　　馨
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９号
大阪市福島区福島５丁目９番21―505号
債務者　笠原　正陽
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４号
大阪市東淀川区大道南１丁目12番10―402号
債務者　亀井　昭人
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３号
大阪市平野区平野本町５丁目４番５号
債務者　木本　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４号
大阪市平野区平野上町１丁目10番30―505号、前住所大阪市平野区平野本町５丁目４番５号
債務者　木本　知佳（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６６号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目43番15―12号
債務者　菅原　　修
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部